

○「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定
に関連する入札契約手続等の処理方針について

令和 6 年 2 月 20 日事務連絡

大臣官房予算課課長補佐（会計指導班担当）、農村振興局整備部設計課課長補佐（積算基準班担当）・（施工基準班担当）、林野庁林政部林政課課長補佐（会計経理第 1 班担当）、水産庁漁港漁場整備部整備課課長補佐（施工積算班担当）から
大臣官房予算課課長補佐（営繕総括班担当）、各地方農政局会計課長、各地方農政局農村振興部設計課長、北海道農政事務所会計課長、消費・安全局総務課課長補佐（会計班担当）、横浜植物防疫所会計課長、動物検疫所会計課長、動物医薬品検査所会計課長、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課長、各森林管理局総務企画部経理課長、農林水産研修所総務課長、農林水産政策研究所会計課長

今般、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け 5 農振第 2772 号農村振興局長通知）により、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「『令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」（令和 6 年 2 月 19 日付け 5 予第 2227 号大臣官房参事官（経理）通知。以下「特例措置通知」という。）が発出されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏なきよう適切に措置されたい。

1 令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事について

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）令和 6 年 3 月 1 日以降に入札書提出期限日を設定しているもの

令和 6 年 3 月 1 日以降に入札書提出期限日を設定している工事については、新労務単価を適用して予定価格を積算することとなることから、その旨を競争参加者に対し、入札説明書等において周知すること。

ただし、上記により難しいものにあっては、「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 5 年 2 月 14 日付け 4 農振第 2699 号農村振興局長通知）により令和 5 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算できるものとし、競争参加者に対し、次のア及びイの事項を入札説明書等において周知すること。

ア 発注者は、旧労務単価を適用して予定価格を積算していること。

イ 特例措置通知第2の(1)に基づく対応が可能となる場合があること。

- (2) 令和6年2月29日以前に入札書提出期限日を設定しているもの
旧労務単価を適用して予定価格を積算することとし、競争参加者に対し、
(1)のア及びイの事項を入札説明書等において周知すること。

2 契約締結日が令和6年2月29日以前の工事について

契約締結日が令和6年2月29日以前の工事については、今回の労務単価の改定を踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 令和6年3月1日において工期の始期が到来していないもの
受注者に対し、特例措置通知第2(2)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

- (2) 令和6年3月1日において工期の始期が到来しているもの
受注者に対し、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知）に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

3 特例措置通知第2(1)に基づく具体的な対応について

(1) 特例措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。

(3) その他

「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の試行について」（平成30年9月21日付け30農振第1860号）及び「総価契約単価合意方式（包

括的単価個別合意方式）実施要領の制定について（試行）」（令和３年11月１日付け３林政政第357号）に基づき、総価契約単価合意方式により工事請負契約が締結され、かつ、特例措置通知に基づく請負代金変更の協議の請求がなされた場合においては、変更前の契約書に基づく請負代金内訳書についての単価合意のための協議の開始前に契約変更を行うこと。